

# 出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領

## 第1 目的

理容師及び美容師が、理・美容所以外の場所で業を行う場合は、理容師法第6条の2ただし書及び美容師法第7条ただし書で規定している政令で定める特別な事情がある場合に限り認められるが、その場合（以下「出張理・美容」という。）における衛生上の指導等について要領を定め、理容師法及び美容師法の円滑な運営を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## 第2 指導方針

理容所又は美容所の開設者以外の理容師又は美容師（以下「営業者」という。）が出張理・美容の業を行う場合の衛生上の措置について、保健所長は営業者に対し事前に指導を行うこととする。

なお、理容師法第6条の2及び美容師法第7条の規定に違反したときは、理容師法第10条及び美容師法第10条の規定に基づき措置を行うこととなる。

## 第3 衛生等指導事項

### 1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理・美容の業を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- (3) 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

### 2 携行品等（次の器具等を携行すること）

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の器具を、安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (5) 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

### 3 管理

#### (1) 作業環境の管理

ア 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

イ 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

#### (2) 携行品等の管理

ア 洗淨及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。

イ 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット））に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

### (3) 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

## 4 衛生的取扱い等

(1) 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(2) 作業中、作業者は清潔な外衣を着用すること。

(3) 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗淨を行い、必要に応じて消毒を行うこと。

(4) 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。

(5) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。

(6) 皮膚に接する器具類は、使用後に洗淨し、消毒すること。

(7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。

(8) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗淨することが望ましいこと。

(9) 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。

(10) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

(11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。

(12) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

(13) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗淨し、常に清潔にすること。

(14) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。

(15) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

## 5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

## 6 自主管理体制

### (1) 衛生管理責任者の設置

常時2人以上の理容師又は美容師を出張理・美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

### (2) 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理・美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

## 第4 確認等の取扱い

1 保健所長は、出張理・美容の業を行おうとする営業者に対し、「第3 衛生等指導事項」について事前に指導することとする。

なお、営業者は、所属する生活衛生同業組合が講習会を実施した場合、組合からの受講者名簿をもって、事前指導に替えることができる。

2 保健所長は、営業者から、次の事項を確認するものとする。

(1) 理容師免許又は美容師免許

(2) 器具等の携行品

(3) 伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

3 保健所長は、前項について確認したときは、無店舗営業者台帳（別紙）を作成し管理するものとする。

### 附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年11月7日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年11月28日から施行する。

理容業・美容業 無店舗営業者台帳			
住 所			
氏 名		電話番号	
免許証番号（背面に写しを貼付）			
所持器具の状況			
布 片	.....		
使用器具	.....		
消毒器具	.....		
診断書所見			
営業範囲			
移動手段			
指導年月日			
指導内容			